No.8_1 水俣条約における蛍光ランプ製造等廃止と今後の措置

講師

経済産業省経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課

Q	А
購入済みの蛍光灯を保持・使用することは可能。 在庫販売も可能とのことですが、取扱い上あるい は廃棄の際の技術上の指針や義務等は有りますで しょうか。 「水銀不使用」をうたう蛍光ランプは、5 m g 以 下の水銀含有はないと考えてよいでしょうか?	指針やルールは変わらずこれまでどおりの運用です。廃棄する際には廃掃法や自治体のルールに従って廃棄をお願いいたします。 蛍光ランプとは水銀を含む低圧放電灯の一種ですので、水銀不使用のものはございません。御指摘の「「水銀不使用」をうたう蛍光ランプ」は、蛍光ランプ形のLEDランプのことを指しているのかと思われます。
スライド4枚目についてです。冷陰極管の欄に3条件以外全て【2025年末】と記載されています。この3条件は2026年以降も輸出入可能という理解で宜しいでしょうか?保守用の使用を想定しています。	スライド4枚目の冷陰極管の欄の3条件の冷陰極管については、既に規制対象となっております。スライドにある3条件以外のものについては2026年1月1日以降規制対象に追加されます。従いまして、2026年1月1日からは全ての電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプが規制対象となり、輸出入は原則承認されません。但し、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における、電子ディスプレイ専用に設計された冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプの輸出入については、一定の条件を満たす部分品及び組込品の場合は規制対象外(承認申請不要)とする「外国為替及び外国貿易法」に基づく関連通達の改正を予定しております。 改正案の詳細は、2025年1月20日から2025年2月20日までパブリックコメントを実施しており、以下で確認できます。 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125006&Mode=0
蛍光ランプの件です。在庫の販売は可能とのことでした。私はランプの構造を把握していませんが、蛍光ランプ向けに、水銀を含有している部品在庫の販売も可能でしょうか?在庫の範囲を教えて頂けると幸いです。	御指摘の「水銀を含有する部品」が具体的に何を指すのか不明なため詳細についてはお答えできかねますが、蛍光ランプに水銀を封入するためのペレットを指す場合、ペレットは廃止の対象ではございませんが、蛍光ランプ自体が廃止になることに伴い、ペレットの需要も減少してくことが予想されますので、メーカーとも御相談ください。

の動向を気になります。

水俣条約に関して、日本以外での製造・販売廃止┃水俣条約の決定事項に関する国内措置についてはまだ検討中の も27年で決定しているのか?特に中国、アメリカ 加盟国も多いと思われるため、2025年2月1日時点で各国の詳 細な決定事項は不明です。

水俣条約の非締約国からの輸入は不可能でしょう か?

非締約国から特定水銀、特定水銀使用製品を輸入する場合は 「外国為替及び外国貿易法」に基づく輸入承認申請が必要であ り、承認基準を満たした場合は輸入が承認されます。

水俣条約に関して質問です。冷陰極管が、ディス プレイに組み込まれた状態では、2026年以降もそ のディスプレイの輸出可能ということでしょう か?

水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することがで きない場合における、電子ディスプレイ専用に設計された冷陰 極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプについては、一定の条件 を満たす部分品及び組込品の場合は規制対象外(承認申請不 要)とする「外国為替及び外国貿易法」に基づく関連通達の改 正を予定しております。

改正案の詳細は、2025年1月20日から2025年2月20日までパブ リックコメントを実施しており、以下で確認できます。

https://public-comment.e-

gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=5 95125006&Mode=0

LED切り替え時の具体的な確認項目等の資料はあ りませんか。

蛍光灯と同形状の LED ランプに交換する場合についての注意 事項については、一般社団法人日本照明工業会が以下のURLに おいて公表をしています。

https://www.ilma.or.ip/anzen/chui/chokkan.htm

水俣条約で蛍光灯が廃止された後、ほかの水銀ラ ンプなど水銀機器の廃止の予定は。

2025年2月1日時点で他の水銀添加製品規制に関する締約国の 提案はありません。今後、期日までにいずれかの加盟国から新 たな水銀添加製品規制の提案があった場合は、2025年11月の 水俣条約締結国会議において、規制の必要性の有無等について 議論されることとなります。

用したディスプレイがあります。本品はLED管へ しょうか?

水俣条約に関して質問です。海外に冷陰極管を使┃冷陰極管単体の場合、通達「特定の水銀等の輸出承認につい て」の承認基準に該当する場合は輸出が認められる場合がござ の変更は困難です。2026年以降このディスプレイ┃います。「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換す の修理のために冷陰極管を輸出することは可能で |ることができない場合における冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及 び外部電極蛍光ランプ(EEFL) | であれば輸出承認申請をご 検討ください。